

横浜市障害福祉サービス等支給決定等に係る情報の提供に関する取扱要綱

制定 平成 30 年 10 月 1 日 健障企第 1592 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス等の提供に資することを目的として、横浜市が行う障害福祉サービス等支給決定等（以下、支給決定等という。）に係る情報提供について、横浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例等施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（情報提供）

第 2 条 本要綱において情報提供とは、サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス等の提供に当たり必要とする当該利用者（以下「本人」という。）の支給決定等の情報を横浜市が提供することをいう。

2 情報提供に当たっては、あらかじめ本人の同意を得なければならない。この場合において、本人の同意は障害福祉サービス等支給申請書の同意欄で確認する。

（情報提供対象）

第 3 条 本要綱に基づき提供する情報は次のとおりとする。

- (1) 在宅援助記録票
- (2) 認定調査票（概況調査）
- (3) 認定調査票（特記事項）
- (4) 認定審査会資料（コンピュータにより出力された、調査結果の分かるもの）
- (5) 医師意見書

2 前項第 5 号に規定する医師意見書に係る情報提供については、当該医師意見書を作成した医師の同意を要する。この場合において、当該医師意見書を作成した医師の同意は、医師意見書におけるサービス等利用計画に利用されることの同意欄において確認する。

3 第 1 項第 5 号に規定する医師意見書に係る情報提供については、サービス等利用計画に利用される場合のみに限られる。

4 区長は、第 1 項各号に掲げる情報について、必要があると判断した場合は、その一部若しくは全部を提供しないことができる。

（情報提供対象者）

第 4 条 情報提供の対象者は、次のとおりとする。

本人とサービス等利用計画の作成、障害福祉サービス等の提供に係る契約を締結している又は予定している指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、基準該当事業所及び地域生活支援事業登録事業者（以下「情報提供申込者」という。）

（申込みの手続き）

第 5 条 情報提供を受けようとする者は、情報提供申込書を提出しなければならない。

2 情報提供申込者は、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、基準該当事業所及び地域生活支援事業登録事業者であることを証する書類を提示しなければならない。

3 情報提供申込者は、本人との契約関係又は契約を予定していることが明らかになる書類を提示しなけれ

ばならない。ただし、緊急対応時等において、区長が必要と判断する場合はこの限りでない。

4 情報提供申込者は、本人の支給決定等を行った区の区長に対して申込を行う。この場合において、申込書の提出窓口は、高齢・障害支援課及び子ども家庭支援課とする。

5 情報提供申込者は、第2項により提示する指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、基準該当事業所及び地域生活支援事業登録事業者であることを証する書類又は第3項により提示する本人との契約関係又は契約を予定していることが明らかになる書類について、区役所からの求めがあった場合に区役所において複写することに同意するものとする。

6 情報提供申込者は、情報の提供を受けることについて、あらかじめ書面により本人の同意を得なければならない。

(写しの交付)

第6条 前条第1項により申込を受けた区長は、本人が申請してから決定通知書が本人に到達するまでの期間に申込がなされた場合又はその場で資料の提供ができない特段の事情がある場合を除き、決裁後速やかに、申込みに係る資料の写しを交付するものとする。

2 区長は、前条第2項に基づいて提示される指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、基準該当事業所及び地域生活支援事業登録事業者であることを証する書類及び前条第3項に基づいて提示される本人との契約関係又は契約を予定していることが明らかになる書類を確認する。

3 第1項の規定にかかわらず、速やかに申込に係る資料の写しを交付できない場合は、交付日を申込者に明示し、明示した日以降に交付するものとする。なお、交付日は、特段の事由がない限り申込日より1週間以内とする。

4 第1項の交付は情報提供申込者が希望する場合は、郵送によることができる。なお、郵送による場合は、原則として簡易書留郵便とし、情報提供申込者宛の親展とする。

5 第1項に基づく写しの部数は、同一の申込者につき1部に限るものとする。

(情報提供を受けた者の遵守事項)

第7条 情報提供により情報の提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報提供された資料に係る情報を本人のサービス等利用計画の作成、本人への障害福祉サービス等の提供以外の目的に使用しないこと。
- (2) 情報提供された資料をサービス担当者会議等に出席する以外の第三者及び本人に配付及び閲覧させないこと。
- (3) 情報提供された資料をサービス担当者会議等において用いる場合は、情報の提供を受けた者が予め本人の同意を文書により得ておかなければならないこと。
- (4) 情報提供を受けた情報提供申込者は、自らの職員又は職員であった者が、第1号の行為を遵守するよう必要な措置を講ずること。
- (5) 交付された写しを厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めること。交付された写しを紛失又は破損した場合は、直ちに交付を受けた区役所に連絡し、その指示に従うこと。
- (6) 本人とのサービス等利用計画の作成、障害福祉サービス等の提供に係る契約関係が終了した場合において、情報提供された資料（それを複写し、又は複製したものを含む。）について交付を受けた区役所に返還を求められた場合にはただちに返還すること。
- (7) その他、当該区役所から交付された写しの提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じること。

(遵守事項違反に対する措置)

第8条 区長は、本要綱に基づき情報提供を受けた情報提供申込者が前条各号に規定する事項を遵守しなかった場合は、その後の当該情報提供申込者に対する情報提供を拒否できるものとする。

(費用)

第9条 本要綱に基づく情報提供に関する手数料は徴収しない。

2 第6条第4項により郵送する場合は、申込者はそれに要する実費を負担しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本要綱に基づく情報提供の実施について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

様式（第2条第2項）

障害福祉サービス等支給決定等に係る情報提供申込書

申込日 年 月 日

横浜市 _____ 区長

私は、次により本人の障害福祉サービス等の支給決定等に係る情報について、横浜市障害福祉サービス等支給決定等に係る情報の提供に関する取扱要綱に基づき申込みます。

申込者	フリガナ		本人との関係	※該当箇所にチェックをしてください。（契約予定も含む）	
	氏名			<input type="checkbox"/> 指定障害福祉サービス事業者等	
	事業者・施設名称	(法人名)			<input type="checkbox"/> 指定一般相談支援事業者
		(事業者・施設名称)			<input type="checkbox"/> 指定特定相談支援事業者
		(事業所番号： _____)			<input type="checkbox"/> 基準該当事業所
住所		使用用途	※該当箇所にチェックをしてください。		
電話			<input type="checkbox"/> サービス等利用計画の作成		
			<input type="checkbox"/> 本人への障害福祉サービス等の提供		

情報提供対象となる本人に関する情報		
(対象者氏名)	(生年月日)	(住所)
	年 月 日	
情報提供申込資料名		
本人同意確認欄		
<input type="checkbox"/> (下記に相違なければ✓してください。) 区からの情報提供を受けること、及び提供された資料をサービス担当者会議等において用いることについて、あらかじめ文書により本人の同意を得ています。		

《遵守事項》

- 私は、情報提供された資料に係る情報を、本人のサービス等利用計画の作成、本人への障害福祉サービス等の提供以外の目的に使用しません。
- 私は、情報提供された資料をサービス担当者会議等に出席する以外の第三者及び本人に配付及び閲覧させません。
- 私は、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、基準該当事業所及び地域生活支援事業登録事業者の職員又は職員であった者が、第1号の行為を遵守するよう必要な措置を講じます。
- 私は、交付された写しを厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めます。また、交付された写しを紛失又は破損した場合は、直ちに交付を受けた区役所に連絡し、その指示に従います。
- 私は、本人とのサービス等利用計画の作成、障害福祉サービス等の提供に係る契約関係が終了したときは、情報提供された資料（それを複写し、又は複製したものを含む。）について交付を受けた区役所に返還を求められた場合にはただちに返還します。
- 私は、当該区役所から交付された写しの提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。

【区役所使用欄】

《確認欄》

- 情報提供申込者は、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定相談支援事業者、基準該当事業所及び地域生活支援事業登録事業者である。
- 情報提供申込者は、本人とサービス等利用計画の作成、障害福祉サービス等の提供に係る契約をしている。若しくは、契約を予定している。
- 「情報提供対象となる本人に関する情報」及び「情報提供申込資料名」が適切に記入されており、「本人同意確認欄」にチェックが入っている。

《決裁欄》

課長	係長	担当

(事業所名) _____

個人情報提供本人同意書

私と家族の個人情報について、必要最小限で（区名） _____ 区長から情報提供を受けること及び情報提供された資料をサービス担当者会議等において用いることに同意します。

本人（利用者が児童の場合は保護者）

（住所） _____

（氏名） _____ 印

代理人または立会人等

（住所） _____

（氏名） _____ 印